

## 第3次下仁田町子ども読書活動推進計画



下仁田町イメージキャラクター「にゃくっち」

令和6年4月

下仁田町教育委員会

## 第3次下仁田町子ども読書活動推進計画 目次

第1章 計画の策定について . . . . .	1
1 基本的な考え方 . . . . .	1
2 計画の期間 . . . . .	1
3 計画の対象 . . . . .	1
4 計画の推進方針 . . . . .	2
第2章 計画推進のための取組について . . . . .	3
(1) 家庭・地域における取組 . . . . .	3
(2) 学校における取組 . . . . .	4
(3) 公民館図書室における取組 . . . . .	6
(4) 関係機関との連携・協力 . . . . .	7

# 第1章 計画の策定について

## 1 基本的な考え方

読書活動は子どもたちにとって生きるために必要な力を育てるとても大切なものです。

近年では生産年齢人口の減少、グローバル化の進展やAI技術の発達により、社会構造や雇用環境は大きくそして急速に変化し、予測が困難な時代が到来することが想定されます。

下仁田町では平成29年度に「下仁田町第5次総合計画」を策定し、その中で「子どもたちが自主的に判断し行動できる生きる力の育成を図る」ことを取組目標に掲げました。また、下仁田町総合教育会議において令和5年度に「下仁田町教育大綱（第2期）」を策定し、「豊かな感性を持ち、将来をたくましく生きる子どもたちの育成」、「生涯健康で、学び続ける町民を支える生涯学習への支援」等を目指しています。同年度に策定した「町立学校のグランドデザイン」では、子どもたちには未来を生き抜くために主体的で自律した大人に成長してもらうため、子どもたちに必要な能力について具体的に示しています。

子どもたちには知識や技能だけではなく、将来にわたって学びながら様々な変化に対応して、自ら課題に取り組み、他者と協働して解決し、自分自身が納得する答えを求める力を身につけることが必要です。そのためには読書を通じて、論理的思考力、読解力などの資質・能力や自ら課題を見つけ、責任を持って取り組む力などの非認知能力を育む必要があります。

それらを踏まえ、平成25年3月に「第1次下仁田町子ども読書活動推進計画」を策定してから、時代に即して改訂を行ってきましたが、今回これまでの取組状況や課題等をふまえ、社会情勢や子どもたちを取り巻く環境の変化に対応すべく計画の見直しを行い、第3次計画を策定いたしました。

## 2 計画の期間

計画期間は、令和6年4月から令和11年3月までの5年間とします。

なお、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

## 3 計画の対象

計画対象年齢は0歳から18歳までとします。

また、子どもたちが多様な本と出会い、豊かな読書体験、思考や表現活動を積み重ねていくには、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし、子どもたちが本に親しむ機会の提供や、読書や学習環境の整備に取り組んでいくことが重要であることから、読書推進活動については成人も含めた全町民を対象とします。

#### **4 計画の推進方針**

下仁田町子ども読書活動推進計画は以下の4つを柱とした、町の実情を踏まえ推進に取り組みます。

- (1) 家庭・地域における取り組み
- (2) 学校における取り組み
- (3) 公民館図書室における取り組み
- (4) 関係機関との連携・協力

## 第2章 計画推進のための取組について

### (1) 家庭・地域における取組み

家庭での読書活動は親子のふれあいやコミュニケーションを深めます。乳幼児の時にたくさんの本を読み聞かせをしてもらった経験は、児童期以降の子ども読書への興味や関心の高さに大きく影響します。町の読書活動推進の拠点となる公民館図書室が保育園、認定こども園、保健センター、読み聞かせの会等と協力して実施することが大切です。保護者に子どもの時から読書習慣や本に親しむ経験を身につけることの大切さを理解してもらうため、以下の取組を行います。

#### ① 絵本、ブックリストの配付

保健センターでは町の定期健康相談に来所した生後2か月の乳児の保護者に絵本の配付を行っています。この機会を活用して併設されている図書室の案内・利用方法を説明し、県教育委員会が作成した子どもの年齢、発達に応じたブックリストを渡すなど親子が本に親しむ機会を提供します。

#### ② 読み聞かせの会への協力・支援

- 読み聞かせの会等の活動団体へ本の取り寄せ支援を実施します。
- 読み聞かせの会等が保育園、こども園、学校等で地域活動ができるよう支援を行います。

#### ③ 公民館図書室、保育園、こども園等の連携

- 保育園、こども園等へ団体貸出を行い、幼児が身近な場所でさまざまな絵本等に親しむことができる環境づくりの支援に取り組めます。

## (2) 学校における取り組み

学校は各教科や総合的な学習の時間における調べ学習や学校図書館を活用した教育活動を通して、児童生徒が主体的な学習、読書活動を行えるように働きかけを行います。また、併設型小中一貫校への移行を見据えて、小中学校が相互に関わった読書推進活動の取り組みを進めます。そのために以下の取組を行います。

### ① 読書習慣の形成

- 国語の教科書に載っているおすすめの本等を児童生徒の目に止まり、手に取りやすいところに年間を通し計画的に配架して、朝学習や学習活動に活用します。
- 図書委員がおすすめの本を紹介したり、読み聞かせやイベントなど企画・開催をするなど主体的な活動を行い、児童生徒が交流することでコミュニケーション力を養えるように努めます。
- 学年が上がると学校図書館での学習活動がカリキュラムとして組み込まれていない現状があります。調べ学習資料の提供や資料の探し方など教諭の授業へのサポート要請に対応して、児童生徒が図書館の本や資料に触れる機会、読書ができる時間と場の確保を意図的に作れるように考えていきます。
- 中学校では国語の授業で「読書手帳」を用いて生徒が各自で読書記録を管理できるようにし、読書活動の意識づけができるように取り組みます。また、小中学校で連携が図れるよう検討します。
- 小中学校9年間の中で出会ってほしい本をブックリスト等にまとめ、情報を共有するとともに、児童生徒が意図的に読書する時間と場の確保ができるような取組を検討します。

### ② 読書活動を推進する環境整備

- 図書だよりや子ども参加型の壁面装飾イベント等を用いて、学校図書館への勧誘を実施し、児童生徒の興味喚起と来館を促します。
- 児童生徒が休み時間、空き時間や授業で興味を持ったことを調べられるよう学級文庫として図書館資料を適宜配置し、読書体験を広げられるような環境整備に取り組みます。
- こども読書月間等のイベントは、小中学校が連携して読書活動推進に取り組みます。教職員に推薦図書を紹介記事を書いてもらうことも効果的です。

### ③ 学校図書館の図書資料の充実と更新

- 多くの児童生徒の興味や希望、成長段階に応えられるように、また児童生徒が読みたい本と教員が読んでほしい本のバランスを考えて購入計画を立てられ

るよう努めます。教職員のリクエスト、教科書の関連本など情報収集に必要な図書購入を行います。

- 学校は良書の見極めを確かなものとし、学校図書館協議会の「学校図書館図書廃棄基準」に基づいて古い本の廃棄を適切に行い、新しい本に計画的に更新します。
- 児童生徒の興味を引き出すため、図書資料で補えない部分は電子書籍の導入も踏まえ、身近に新しい情報に触れられる環境づくりを提供できるよう取り組みます。

#### ④ 学校図書館の環境整備

- 長期休業中に書架の整理、古い本の廃棄等を行い、児童生徒の興味関心を引き出すレイアウト作りを行います。
- 季節ごとや社会情勢に合った本や情報の展示、新着図書の紹介を工夫して実施します。

#### ⑤ 公立図書館の団体貸出および相互貸借の活用

- 群馬県立図書館の1000冊プランや団体貸出制度、出前授業を活用し、児童生徒の読書活動への興味を育成します。
- 児童生徒のレファレンス<sup>1</sup>や教職員の要望に corres 応えるために、公民館や県内他図書館の相互貸借制度<sup>2</sup>を利用します。
- 児童生徒へ公民館図書室の周知を行い、利用推進に取り組みます。

---

<sup>1</sup> レファレンス＝図書館で利用者の相談や質問について必要な資料・情報を案内するサービス

<sup>2</sup> 相互貸借＝自分の図書館で所蔵していない図書や雑誌についてお互いに貸し借りする貸出制度

### **(3) 公民館図書室における取り組み**

公民館図書室は子どもの読書活動の拠点として、子どもが読みたくなる本を整備し、読書や調べる楽しさを提供します。そのため以下の取り組みを行います。

#### **① 子ども向けの図書紹介と情報発信**

町の広報紙や館内掲示板等を活用した情報発信を行います。なお、本の紹介記事を掲載する時は著作権に配慮して行います。

#### **② 相互貸借の活用と団体貸出の促進**

- ・ 県内各図書館が所蔵する図書の貸出しが受けられる相互貸借制度の活用により、幅広い図書提供及び読書環境の充実を図ります。
- ・ 保育園、こども園、小中学校に読書相談やリクエストに応じた図書貸借が行えるよう支援します。

#### **③ 子ども向けイベントの開催**

- ・ 読み聞かせ等子どもが親しめるイベントを企画します。
- ・ 夏休み中には普段来室する機会が減っている小中学生を対象としたイベントを開催して、図書室の利用推進につなげていきます。

#### **④ 公民館図書室の環境整備**

- ・ 発達段階に応じた児童用図書を整備します。
- ・ 子どもの視点に立った図書室内のレイアウトを行います。

#### **⑤ 公民館図書室の周知、啓発**

幼児、園児の来館促進と読書習慣の形成を図るため、幼児が図書室に親しんでもらえるようなイベント等を行います。

## **(4) 関係機関との連携・協力**

子どもの読書活動を推進するためには、いつでも、どこでも、子どもの身近な地域で本と親しむことができる環境を整備していくことが必要です。そのために関係機関は積極的に連携・協力を図り、効果的に子どもの読書活動の推進に取り組む必要があります。そのために以下の取組を行います。

### **① 保育園・学校・公民館図書室の連携・協力体制づくり**

- ・就学後の読書活動推進のため、保育園、こども園との連絡体制について考えます。
- ・小中公図書室連携連絡会議で小中学校、公民館で購入図書の情報交換を行い、相互貸借を利用して補完ができるようにします。子ども読書 WEEK、子ども読書月間での取り組み内容を話し合い、引き続き読書活動推進に向けた連携と協働を図ります。
- ・ボランティア団体、地域活動諸団体の方と子どもたちを取り巻く図書環境の現状把握や、今後の展開について連携連絡会議で話し合えるように検討します。

### **② 保育園・学校の地域ボランティア・読み聞かせの会等民間団体との連携・協力体制づくり**

- ・公民館は読み聞かせボランティアの育成と活動の推進について取り組みます。
- ・保育園と学校は必要に応じて、地域と連携して読書活動推進を行います。

### **③ 教育委員会と学校の連携**

- ・教育委員会は児童生徒に良書、興味を持てる本、役立つ本を提供できるように学校図書館の将来的な計画を考慮したうえで、計画的に予算確保できるように努めます。
- ・教育委員会は、学校図書館の環境整備や児童生徒への読書案内やレファレンス等のため、学校に学校図書館支援員を配置します。
- ・県立図書館等で開催される研修会に積極的な参加を呼びかけて、図書館サービスに必要となる知識を習得できるように職員の資質向上を図ります。